

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明について
の事実確認に関する調査特別委員会記録簿（第9回）
令和4年2月21日（月）

1 出席委員（7名）

委員長	原田てつよ	副委員長	齋藤一信
委員	大月隆司	委員	藏本隆文
委員	栗尾典子	委員	坂本亮平
委員	仁科文秀		
議長	藤井義明		

2 欠席委員（1名）

委員 東川三郎

3 説明のため出席した者の職氏名

笠岡市代表監査委員 坂本昭雄

4 事務局職員

議会事務局長 長野浩一 議会事務局次長 虫明 隆
法律アドバイザー 森岡祐貴

5 付議案件 別紙のとおり

6 場所 第一委員会室

午前10時00分 開会

○委員長（原田てつよ）

〔挨拶〕

それでは、ただいまから第9回の農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を開会いたします。

それでは、議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長（藤井義明）

〔挨拶〕

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございました。

本日は、1月20日に開催されました当委員会で、意見聴取をする関係人として決定しました代表監査委員に出席をお願いしております。その業務の内容等から、代表監査委員につきましては参考人として出席いただくこととしておりますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、これより協議事項に入ります。

協議案件1，農業振興施設改修事業の事務監査の結果に関する調査についてを議題といたします。

本件につきまして、代表監査委員の坂本昭雄氏より意見聴取を行いたいと思います。

坂本代表監査委員の入室を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

○委員長（原田てつよ）

休憩を解いて会議を再開いたします。

坂本代表監査委員さんにおかれましては、お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会の調査進展のために、御協力をよろしくお願いいたします。

これより発言を求めることとなりますが、発言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得て行っていただきますよう、お願いいたします。

これより坂本代表監査委員の意見聴取を行います。

まず、副委員長より質問させていただきます。その後、各委員さんから発言を願うことといたします。

まず、副委員長、よろしくお願い致します。

○副委員長（齋藤一信）

それでは、早速ですけども、坂本代表監査に対しまして質問をさせていただきます。よろしくお願い致します。

今日、参考人ということで、本当にお忙しい中、お時間を割いていただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。様々な確認という作業に性質上なろうかと思いますが、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問させていただきます。

1点目、笠監第125号、令和3年11月18日付、事務監査の結果に関する報告についてと題する書面について、この書面の記載について、改めて間違っているところや修正すべき点はございますでしょうか、お尋ねをいたします。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

これはほかからも指摘をいただいたんですけど、間違っているところとして、監査報告書の記載の中で予算案が否決されたというふうに記載があると思うんですけど、これは否決ではなくって、削除されたという表現が正しいということで、何か所かあろうと思えますけれども、そのところは訂正をしていただく必要があるかと思えます。これ、私が予算の成り立ち等について不勉強なところがありましたので、言葉の選択を誤ったところということでもあります。それ以外のところについては、おおむね記載のとおりで間違いはないかというふうに思います。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

それでは、委員の皆さんから質問があれば挙手をお願いします。

○議長（藤井義明）

すみません、先ほどの監査報告書の提出してから、市長のほうから何かアクションというか、何かありましたでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

ちょうど1か月ほど前ですか、市長から文書で訂正の申入れっていうのがありました。その中には、事実を覆い隠しているのではないというような表現に対して、そうじゃないんだよとか、そういったような話がありました。

私のほうからは、監査報告書出しましたけど、これはあくまでも議長さんに対するものでありますので、そういう立場にないということもありますけれども、基本的には監査の時点で私が聞いたこと、あるいは感じたことなどを取りまとめておりますので、言われることについての訂正はないというふうに、これは口頭でお答えをしたところです。

○議長（藤井義明）

よろしいですか。

内容は、いただいたその市長からの話の、文書とか何かで来られたんでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

うん。

○議長（藤井義明）

文書か何かで。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

文書でいただきました。

○議長（藤井義明）

その文書を資料として私たちのほうへ提出できないでしょうか。今じゃなくていんですけど、後ほどでもいいんですけど。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

できるかできないかっていうのは、どうなんでしょうか。できるかできないかと言われたら、百条委員会というのは提出命令がありますか。

○議長（藤井義明）

提出命令、あります。

○委員長（原田てつよ）

そこら辺を、森岡弁護士。

○法律アドバイザー（森岡佑貴）

基本的には、文書については提出理由が、提出を求めることができまして、これがほかの守秘義務とかとも一緒ですけれども、基本的に公務の秘密に当たるんだっていうことがきちんと説明されない限りは、発言と同じようにきちんと提出していただくことになっております。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

いや、私は提出命令があれば出します、別に。ただ、あくまでも私のその監査委員の立場と市長との立場ということのやり取りですから、出したくはないという考えでおりますので、出さなくていいんだったら出さないと思いますし、出さないというふうに言われれば出します。

○議長（藤井義明）

ああ、そう、これはできるんですね。

○法律アドバイザー（森岡佑貴）

と思います。

○議長（藤井義明）

ほな、後ほど提出のほうをこちらのほうでお願いするようになると思いますので。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

分かりました。

○議長（藤井義明）

すみません、よろしくお願いいたします。

○委員長（原田てつよ）

分かりました。

そしたら、この件につきましては後ほどまた提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ほかの委員、ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、次の質問をよろしくお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

監査報告書の記載につきまして、監査委員が見聞きしたとおりの内容が記載されていると確認をしてよろしいでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

なかなかこういう文章をつくるのが苦手であまりできていない、文章表現がうまくできてないというようなことから、説明不足、言葉足らずのところはいろいろあると思いますけれども、私ができる限りということで聴取させていただいたようなことに基づいて一応記載したつもりですので、間違いはないというふうに思っております。

○委員長（原田てつよ）

ありますか。

ほかの委員の方から、今の御答弁に対して何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら、副委員長、次をお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

3点目の質問に移らせていただきます。

監査報告書を作成するに当たって、あえて記載しなかった事実等はございますでしょうか。

か。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

監査結果を左右するような事実につきましては、漏れなく記載したつもりではありません。ただ、それは全体の中での表現の中で、記載するまでもないということ、ものについては省いたというようなところはありますけれども、漏れなく一応は記載したつもりであります。

ただ、報告書には証言をいただいたような方々の個人名等を出してないということで、これは守秘義務といいますか、職務上知り得た秘密に属する部分でありますので、監査報告としては不必要なものというふうに判断して、上げておりません。

○委員長（原田てつよ）

それでは、今の代表監査の発言に対して、委員の皆様何か御質問ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようですしたら、次に移ります。

○副委員長（齋藤一信）

4点目の質問に移らせていただきます。

このほか監査報告書を作成するに当たって、調査手続の中で現れた事実の中で記載しなかったものがありますでしょうか、お尋ねをいたします。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

調査手続の中っていうのはどういうことなんでしょうか、調査するに当たってということとでよろしいですね。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

一応それはないうつもりであります。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございます。

○委員長（原田てつよ）

それでは、続いて委員の皆さん、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

よろしければ、続いてお願いします。

○副委員長（齋藤一信）

5点目の質問をさせていただきます。

監査報告書記載の監査の対象部局という項目に記載されている部局以外に、今回の監査に当たってお話を聞かれた人がいますでしょうか、お尋ねをいたします。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

監査事務局じゃあなくて、事前に市議会の皆さん方に、皆さん方というより議長、副議長さん方にお話をお尋ねいたしました。そのほかには株式会社JETの責任者である問田さんですか、取締役と面談をして事情を聞かせていただいております。そのほかありません。

○委員長（原田てつよ）

ただいまの発言に対して、委員の皆さん、何か御質問ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら、副委員長、続けてお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

7点目、質問に入らせていただきます。

6点目は、JETさんとのお話を先ほど監査がお答えいただきましたので、割愛をさせていただきます。

7点目、7点目につきましても割愛をさせていただきます。

8点目、株式会社JETが、7点目、聞きましたか。

○委員長（原田てつよ）

7点目は。

○副委員長（齋藤一信）

聞いていない場合はいいですから、聞いた。

○委員長（原田てつよ）

聞いたということなんで。

○副委員長（齋藤一信）

聞いたということですから、どうしたらええですか。

○委員長（原田てつよ）

もう割愛でいんじゃないですか。

でも、もう一回聞いたほうがいいか。

○副委員長（齋藤一信）

ちょっと、再度7点目。

○委員長（原田てつよ）

すみません。

○副委員長（齋藤一信）

書面等その他の方法で聞き取りをされたのでしょうかという質問が上がってきておりますが、先ほど代表監査のほうが聞き取りをしたということですが、これは書面での聞き取りなのか、直接でのヒアリングなのか。直接お聞きをしたというふうに先ほどお答えいただいたと思うんですけど、再度確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

J E Tの間田さんですね。

○副委員長（齋藤一信）

はい、そうです。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

直接こちらから先方に伺いまして、向こうの事務所で伺ったということです。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございます。

○委員長（原田てつよ）

分かりました。

次の項目へ。

○副委員長（齋藤一信）

いいですか。

○委員長（原田てつよ）

ほかに、委員の皆さん、質問ありますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら、8番目に。

○副委員長（齋藤一信）

それでは、8点目の質問に入らせていただきます。

株式会社J E Tが自らトイレを修復することを期待していた旨を事務監査では聴取しているとありますが、誰から徴取されたのか教えていただきたいと思います。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

これは市長から聞いております。半分は冗談交じりみたいな話でもあったんですけど、J E Tは企業版のふるさと納税を笠岡市に対して1,200万円ですか、してくれていると、とてもありがたい会社だというような話の中で、だから寄附をする代わりにトイレの改修工事をJ E Tが自分からしてくれても結果的には一緒じゃないかと、そのほうが損金にもなるからと、計上できるからというような形でおっしゃったということですね。ですから、そういう意味の発言だということですね。

○委員長（原田てつよ）

それでは、今の代表監査委員の発言に対して、委員の皆さん、何か御質問ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、副委員長，続けてお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございます。

9点目の質問をさせていただきます。

事務監査で職員に事情聴取を行い，報告書を作成する過程でどのようなことを感じられたでしょうか，所感をお尋ねしたいと思います。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

報告書の判断っていう，何ページですか——にも書いておるんですけど，やっぱり感じたことは市の職員の契約を遵守するという意識がとても軽いんじゃないかと，こういうことであります。もっと重要性を持って仕事をやっていくということが必要なんじゃないかなということで，市民との契約書に記載していたものが，内容が間違っていたら，まずは違背の事実を確認して，それを陳謝すると，そしてすぐにでもこれを改める必要があるというふうに思うわけですが，今回の場合は，市はJ E Tの改修要望がさほど差し迫

ったものではないと、特に緊急性を要するものとは考えていなかったというふうに考えていたようで、すぐにそれを取り上げて予算化することもしていないし、工事の目的や財源をどうするかという議論に終始しまして、昨年9月の議会で削除されたままになっているというふうに承知しています。

間もなく当初契約からすると2年近くをたとうとしているのに、市と議会の対立の中でそれを置き去りにしてるということで、契約の当事者であるJETはずっと放っておかれているという、こういう状態が長引いてますので、こういうのはどう考えてもその契約をもともと軽んじているんじゃないかなと、市の外部の人間からするとそういうふうに思えて仕方がないんですけども、それを痛感しております。

もう一つは、事実を覆い隠すといったようなことについて、これもこの程度の問題ならというような感じで軽く考えてるっていったところがあるんじゃないかなあというふうに思いました。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございます。

○委員長（原田てつよ）

それでは、ただいまの発言に対して委員の皆様、何か御質問ございますか。よろしいですか。

○委員（栗尾典子）

すみません、ちょっと1個、さきの質問のほうにも関わってくる話なんですけど、JETほうが直せばいいじゃないかっていうような市長さんからのお話があったときに、その記載ミスに関して、市長のほうから何かその折に責任があるんだとかといったような発言、市長さんのほうからはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

なかったと思いますね。

○委員（栗尾典子）

結構です。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございますか。

○委員（藏本隆文）

先ほどおっしゃいました急ぐことではないというふうな判断とか、それからこの程度の

問題ならというふうな考えではないかというふうに感じられたとおっしゃいましたが、その対象になった、聞いた、その聞き取りをした、その、そういうふうに感じた相手っていうのはどこでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

それは、例えば今の話ですけれども、最初に聞いた農政課っていうのは事実をそのまま上げていていると思うんですね。その後の段階で、いろいろと予算を組み立てていく中で、そういったものはうっちゃっておかれたと、こういうようなところになるかと思えますけれども。

○委員（藏本隆文）

分かりました。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。ほかに。

○委員（大月隆司）

聞き取りを職員さんに、市長以下職員さんにされた中で、反省の弁であったりとか再発防止とか、そういった類いのような発言があったのか、なかったのか。こちらからいろいろ、議会からも指摘もいろいろさせていただき、また多分聞き取りの際に、代表監査からもいろいろと御指摘を多分いただいているものだと思います。そういった中で相手が受け入れて、そういった謝罪であったりとか、反省であったりとか、再発防止にこうしたらいいだろうなというアイデア出しとか、そういうふうな前向きな話があったのか、なかったのか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

そういう話はさほど聞かれなかった、どちらかというとなりがなかったというんですかねえ、そんなに反省しているという感じではないですね。

○委員（仁科文秀）

今お答えいただいたことと関連して、例えば今の契約、基本協定書、さらには定期建物の賃貸借契約書、こういったものが交わされているわけですが、それについて認識、市長をはじめ担当者のほうで、この契約でこういう内容の条文があるから、これはもう相互に守っていかないといけないという認識が、あるいは契約そのものが変わっているという認識が、例えば市長にあるのかどうか、それは担当者のほうでとにかく何か書類を交わしたんだけど、その内容まで十分に吟味してない、理解してないというように私は受け取る

んですけども、そのところの市長以下担当者のその契約書に対する、契約内容に対する判断、意識というのはどういように受け取れたか、お願いします。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

そうですね、契約書を交わしているということは、はっきりとそれぞれがみんな認識をしているというふうに思ってます。それはいつ頃の契約だねとかというような形ですぐ話に出てきてましたけえ。ただ、その中身について、その重要性をどこまで認識していたかっていうことについてはちょっと分かりかねますね。その点を後から捉えて、プロポーザルの誤りがあったことについて、その時点での、その箇所の話はしましたけれども、そのほかの認識は分かりませんね。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（藏本隆文）

先ほど聞き取りで、反省しているというより仕方がなかったというふうに監査委員が受け取られたとおっしゃられたんです。そのときに反省してるというより仕方がなかった、何で仕方がなかったのその何での部分は何か聞き取りの中で、一番ここ肝心な部分だと思うんですが、何か言われましたか、ただ仕方がなかったっていう感じだったんですか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

そのところ、私もはっきりと分からないんですけど。

○委員（藏本隆文）

うやむやで。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

成り行き上そうなったということなんでしょうか。

○委員（藏本隆文）

分かりました。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（藏本隆文）

はい。

○委員長（原田てつよ）

ほかの委員も。

○副委員長（齋藤一信）

ちょっと契約の話が出ましたので、ちょっと参考人にお尋ねしたいんですけども、そもそも募集要項がありまして、私も読んでみましたが、募集要項の内容を見ると合併浄化槽を、読み解くと合併浄化槽の改修工事は市役所が請け負うものではないというふうに私は受け取る募集要項であったんですが、その辺の市の職員さんと参考人さんとの認識の、確認のやり取りというのはあったのか、もしくは市の職員さんからその、本来募集要項に準じていけば合併浄化槽は民間会社が請け負うべき内容になってるにもかかわらず、市がコロナの予算で直そうとしたというような認識のやり取りってというのはあったのか。それは私の所感なんで、確認だけなんですけども、聞いていいでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

当初の基本契約書には接続済みであるというふうに書いてありますよね。ですから、その後何らの、入れられた業者の方は、JETはそれについての何らの作業をする必要はないというふうに考えていたんじゃないですか。だから、当然JET側とすれば、そのところは全てきれいにできているということで、それについての後の作業なんていうのは全く考えていないというふうに私は理解してますけども。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

ちょっとパズルみたいな話になっちゃって申し訳ないんですけど、市役所側から今度その募集要項を見ますと、合併浄化槽はJETさんが用途変更した場合に、合併浄化槽はそちらで直さないといけませんよという注意事項が書かれています。それを解釈すると、つまりJETさん側が利用をするに当たって改修工事はやっていかないといけないんだよというふうに認識をしております。なぜなら、接続されてるというふうに両者が勘違いをして契約を結んでるものですから、その勘違いをした段階での契約書では、JETさん側が直すべきものだよというふうに解釈できる一文があるという認識をしております。ただ、事実は接続してなかったものですから、結果市の責任として直さざるを得なくなったということなんですけど、そのときにコロナの理由をつけて議会に提案をしてきたというところが、事実を湖塗としてというふうな表現になるというふうに、私はあの監査報告書を読んでそういうふうに受け取ったんですが、そもそもの部分のその契約書のどちらに、もしつなごうとした場合、JETさんが直さないといけなかったはずの契約書なのに市が直そうと

したことが不自然で、もし4月の補正予算で私たちがその契約書に気づいていれば、え、これコロナの予算で上げてきたけども、そもそもJETさんが直すべきトイレじゃなかったのってもし私たちが質問してたら、市役所側はどう説明してたのかなあってというような仮説がある、何となくの自分で想像しよんですけど、監査と職員さんはそういうやり取りなかったというふうに思っていますね。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

そうです。全くありません。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、次の質問に副委員長、お願いします。

○副委員長（齋藤一信）

10点目の質問に移らせていただきます。

監査の対象部局については、それぞれの部局の誰に聞かれたのか教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

まず、産業部の農政水産課の中山課長、それから同じく参事の木南達昭さんっていうんですか、それから総務部の財政課の課長の藤井さん、それから総務部の財政課係長平岡さん、それから総務課長の塚本さん、それから小林市長、以上が聴取した人たちです。

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございます。

それでは、委員さん、ただいまの発言に対して何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、続けて次の11問目お願いします。

○副委員長（齋藤一信）

11点目、お尋ねをさせていただきます。

当初のプロポーザルの募集要項を作成した起案担当者にはお話を聞かれたのか、お尋ねをさせていただきます。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

これは、農政課の木南さんが中心になって作成したと聞いております。庁内のチーム、財政、土木、建築、都市計画など関連するところを集めて、チームをこしらえて募集要項を作成したということであります。全員男性の職員でした。それで、男性用の便器を見たら合併浄化槽に、男性便器が水洗用だったから接続してあるものだと勘違いしていたと、それで全くの思い込みで書いてしまったというふうに、そのときは話をしてくれていました。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございます。

○委員長（原田てつよ）

ただいまの発言に対して、委員さん、質問ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

なければ、次をお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

12点目の質問に入らせていただきます。

事情聴取は当時の担当部課長にも行っておりますでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

面談した相手のさっきの方々、お名前を申し上げましたけれども、個別聴取をするときにあなたが出て下さいというふうには、こちらは言っていないんですね。誰でもいいから本件の事情が分かる者、それからその当時の資料が分かる者、そういった者に出席して下さいというふうに言っていましたので、それでそのときの、幸いにも面談では当時の担当者がいましたので、その者から事情聴取をしたということで、もう一応分かる者から聞いたということであります。

○委員長（原田てつよ）

それでは、ただいまの発言に対して、委員の皆さん、よろしいですか。

○委員（栗尾典子）

すみません、事務方トップということであれば、契約等で考えると事務方トップの責任

としては副市長という名前が出てくると思うんですが、副市長に特に事情を聞こうという意思というかはなかったですか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

一応そのとおりなんですけど、市長に聞きますから、そこは割愛させていただいたということですよ。

○委員長（原田てつよ）

委員さん、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら、続いて副委員長、お願いします。

○副委員長（齋藤一信）

13番目は割愛させていただきます。

14番目、最後の質問になります。

今回のような事案について、監査の視点から見た再発防止策、改善案などについてお考えをお伺いさせていただきます。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

あまり防止策、改善策っていうようなものについてはちょっとないんですけど、やっぱり平生に戻って、市民目線からコンプライアンスを重視すると、やっぱり法令遵守をするという気持ちに立ち返っていただきたいというようなことで、公正公平な行政を行っていただきたいというふうに思います。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございました。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん、よろしいですか。

○委員（坂本亮平）

委員長、いいですか。

すみません、これで一連の流れを今お聞きさせていただきました。ちょっと気になったのは、いろいろヒアリングをしていく中で、物事というのは下から上がって最後は市長の決裁で進んでいくという流れなんですけど、全体的に見て、市役所内でのコンセンサスというんですか、そういったものが取れているというふうに感じられましたでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

その中での意思形成過程っていいですか、それに関しては、手続を調べてみたところで、それはきちっと法令に基づいた形での手続ができていると思います、思っています。それは風通しといいですか、そういう言葉で言っているのかどうか、ちょっとそのあたりのところがよくないのかなってという気はします。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかに、一応副委員長からの質問のほうは以上で終わりになってるんですけど、ほかで委員の皆さんから。

○委員（大月隆司）

意見書の13ページの意見というところで、本件は多数の職員が関わって意思決定を行っており、責任の所在が不明瞭なところが多いがというような一文がございます。そういった中で、問題はあったというふうに全体の報告は御指摘があるんだけど、現実的にどこにこう具体的に問題があったのかというような部分までは掘り下げてないのが現状だというふうに私は捉えとるんですけども、なぜここで止めたのか。やはりそれまでしないと次の再発防止まで届かないのかなあというふうにも思ってみたりもしたんですけど、その辺のちょっと御意見をお聞かせいただければ非常にありがたいなと思うんですが。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

どうでしょうか。過程と全体の中で予算形成、農政課のほうで原案をつくられた形で、それがだんだん上に行くに上がって、それが当初農政課がつくっていたものとは違った形のものになっていった、それで今回の場合は特にコロナという要因があります。これはコロナ予算が使えるんじゃないかというようなことからそちらに置き換わって行って、その一番最初コロナの予算を獲得するためにその理由づけをしたと。そしたら、その最初のプロポーザルの誤りがあったから直さなきゃいけないよっていうのは2番目に落ちてしまったと。そこで、それが5月の予算でも今度はコロナは駄目だよということでなりましたよね。そのときになぜ浮かんでこなかったのかと、そのところが非常に問題があるなというふうには思ってます。だから、ちょっと掘り下げてないというのは確かなんですけども、それは皆さんの手で解明していただきたいと思います。

○委員（大月隆司）

もう一回。

大変御苦勞されたというのもよく分かります。そういった中で、まず先ほど事務的な部分に対しては法律に基づいてきちんと処理をされている、片方ではきちんとその書類とかそういうなものはきちんと処理をされているにもかかわらず中身が全く違うものになってるというようなふうに解釈ができるんですけども、そういう解釈でよろしいですか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

もう一度おっしゃっていただけますか。

○委員（大月隆司）

先ほどのやり取りの中で、事務的には処理は問題なかったんだよというような御発言があったし、そういうふうなものも一応聞いております。けども、現実的にはその中で予算の本質の部分がどんどん変わっていったら、そういうふうなものを残した書類が一切なかったわけですね、きっと。そういうふうのないにもかかわらず、片方では適正に処理をされてる。でも、現実全く違うものになってしまったっていうところがすごくおかしいなあというふうに感じてるんですけど、そういうふうな認識でいいですかね。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

事務的な面って言ったのは事務処理の面ということで、手続を踏んだ形で上がっているということで、その内容についてそれが正しい形でされていたというふうには思いません、手続を踏んで上がってる、これは正しくできてるっていうことですね。

○委員（大月隆司）

分けて考えたほうがええということじゃな。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（大月隆司）

はい、いいです。

○委員長（原田てつよ）

ほかに。

○委員（藏本隆文）

2点お伺いします。

最後に、今後の再発防止のときに監査委員さんが市民目線からコンプライアンスに基づき公平公正な運営に立ち戻っていただきたいというような趣旨のことをおっしゃられて、意見書のさっきの大月委員が言いましたところの1のところ、ここでお書きになったよ

うな例外的で特異な事例であったと、つまりこれは基本的に行政運営の中でこういうふう
に不都合な事実を伏せてほかの名目で予算づけをするというのは、やはり特異なこととい
うふうに判断されたということですよね。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

ほかの事例が分かりかねますので、皆さん方から指摘された監査の対象となるのがこの
事例であったということで、そのほかの事例については承知してませんので。

○委員（藏本隆文）

一応この件に関してはコンプライアンス違反というふうに監査委員さんは受け取られた
というふうに理解すればよろしいですかね。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

そうですね。

○委員（藏本隆文）

もう一点なんですが、報告の2のところ、最後に退職された職員からの文言等も入れ
てあります。やはりこれを書かれた部分というのは、つまり意見等は自由闊達に出しにく
い状況だったというふうに監査委員さんは感じられたということでよろしいですかね。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

そうですね。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（藏本隆文）

まだまだ聞きたいことはたくさんあります。

○委員長（原田てつよ）

そしたら、委員の皆さん、ほかに質問ございますか。お聞きしたいことがありまし
たら。

そしたら、すみません、10分間休憩を取りたいと思いますので、55分まで休憩したいと
思います。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

委員の皆さん、質問がございましたら挙手願います。

○議長（藤井義明）

すみません，8ページ，お持ちでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

報告書ですね。

○議長（藤井義明）

はい，報告書の8ページに協力要請という，市議会正副議長に協力要請というところの件なんですけども，ウの上のところ，議長，副議長がこう言ったということがあるんですけど，これについてはどなたにお尋ねになったのでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

これは農水課長ですね。

○議長（藤井義明）

農水。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

農政水産課長です。

○議長（藤井義明）

課長さんですか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

はい。それから市長にもお尋ねしました。市長も言ったんだよねっていう話がありました。

○議長（藤井義明）

次の，ウの話ですね，市長への報告の話。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

はいはい，そうですね。

○議長（藤井義明）

分かりました。ありがとうございました。

それと，監査の資料要求で，10ページから11ページにあるんですけど，その中に一度に全ての資料がなくて，下線の部分については事前提出の際には提出がなく，監査時に追加で提出されたということですが，これは，この流れ的には事前にお願ひしたのが出てないのでもう一度お願ひしたとか，この流れ的なものがどういうふうな流れでこの提出がされ

たのか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

基本的な文書関係については最初に出してくださいということで言いました。ほど、話をする途中で、これはこういう資料があるんじゃないですかというようなことで、ないとおかしいですねというようなことで言ったら、それはありますよということで、じゃあ出してくださいよというようなことで、その場から担当者を呼んで、担当者に電話して、これこれがあるだろうから持ってこいというようなことで提出されたということですね。

○議長（藤井義明）

いいですか。

私たちも何度も資料請求をいたしました。なかなか出てこなかったのが監査のほうへお願いしたという経緯があります。そういう中でも、この一度に出なかったというようなことがありますので、その辺の対応についてはどのようにお考え、感じられましたでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

やっぱり中で統一が取れてないのかなと、だから最初から同じものが出てきた課もあれば、財政課はその農水の後にやったので、こんなも出されたよっていう情報があったのかもしれませんが、情報公開制度の開示請求ですか、それに対してきちんと、今は行政文書がきちっととじてあるんですけども、それについての開示について、市役所の職員はまだ徹底されてないんだなという感じですね。

○議長（藤井義明）

それで、11ページの中で、未提出の理由として事前評価シートは予算の意思形成過程で作成されたもので、公開条例に意思形成過程に関する情報に当たる不開示文書が含まれているため説明されたっていうのがあるんですけど、これはどなたにお聞き、この部分についてはどなたの発言、課長さんか部長さんか分かりませんが。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

これはある程度問い詰めたらそういう話になったんですね、なぜ出されないんだというような話をこちらからしまして、その文書っていうのは当然出されるべきだというふうに話をしていったら、いや、これは意思形成過程に関する情報だから出さないというふうに上が言ってるというような形だったと思います。

○議長（藤井義明）

上が言ってる。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

ですから、文書の所管は総務課ですから、その話としてこういう資料は出すようにはなってないというようなことで、なぜ出さないかということじゃなくって、出さないことになっているというようなことで職員は認識していたと思いますね。

○議長（藤井義明）

もう一点、もう一点。

いわゆる資料の中で下線の部分について出さなかった、最初的时候に出さなかった。じゃなぜ出さなかったのかなあというふうな思いはどのあたりにあると思います。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

それは、そういう不適合な事実が記されていたからでしょう。そういう、この下線がある部分についてはその不適合箇所が、プロポーザルが誤っているということが書いてある文書ですから。

○議長（藤井義明）

分かりました。ありがとうございました。

○委員長（原田てつよ）

ほかに委員さん、ございませんか。

○副委員長（齋藤一信）

ちょっと話がくどくなるかもしれないんですけど、申し訳ございませんけど、お尋ねさせていただきます。

5月の末にJETさんと契約を市役所が結びまして、最初の指摘がJETさんから6月11日にありました。トイレの水洗化されてないんじゃないんじやっていう話をついてというのが監査報告では書かれておりますが、以降年末に向けて4度急いでくださいという文書を、早急にとかというような、代表監査のほうを書いてくださっております。

JETさんが急いでください、急いでくださいっていうにもかかわらず、市役所の同じその事務監査の内容には、市のほうは急いでいるという認識はなかったと。ただ、記録を見ると半年の間に4度にわたって、従業員さんが2度、会社側が2度、市長も含めて急いでください、市長に関しては、ここに監査報告にありますようにまずいじゃないかっていうような指摘もあった。市長トップ自らからがまずいじゃないかっていう指摘を口頭で時

の部長さんにしてたならば、普通で考えれば早急にトイレを直す予算化に動くというふう
に思ってるんですが、現実的には6月11日に初めて指摘されて、私たちが予算化を出され
たのは4月の補正予算で初めて知ったわけですが、急いでくださいって、民間側が直して
くださいって4度にわたって言ってるのに、市役所のほうは急いで直せっていう認識がな
かったというふうに書かれてますが、そのずれがちょっとどういった事実に基づいた代表
監査の文書、報告になってるのかなあとと思って、お聞かせいただきたいんですけども。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

5月の末に基本土地賃貸借契約ですか、そういったものが結ばれてJETの職員が中に入
ったら、これは水洗化されてないじゃないかというようなことに気がついたということ
で、農政課はすぐにこりゃあせにゃいけんわなということで、6月11日っていうのは業者
の見積りの日ですね。

○副委員長（齋藤一信）

うん。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

業者の見積りに出したら、業者が6月11日に回答をよこしたということでもあります。
それで……。

○副委員長（齋藤一信）

すみません、代表監査、6月11日に初めてJETさん側から市役所に水洗じゃないんよ
うというて連絡があったのが、第1報なんです。

その日にもう、6月11日にJETさんから指摘されて、即日見積りをA社に取ってるん
です。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

いえ。それは違うと思いますよ。

○副委員長（齋藤一信）

そうですか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

ですから、6月にすぐ、引渡しを受けてすぐに気がついて、それで6月のこの見積りは
もっと早く出してますから、6月の1週目ぐらいには出してると思います。

○副委員長（齋藤一信）

返ってきたのが6月11日ですね、見積書。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

そうです。それで、その後もう内部では話をしていたと思いますけども、7月22日に市長と面談してると、その後はJET側は書類は全く出してませんので。ほんで、市長は何とかせえよというふうに、何とかじゃない、ちゃんとせえよというふうに言ってますけれども、それに対して9月補正、11月ですか。

○副委員長（齋藤一信）

12月。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

12月ですか。それで、今ちょっとお金がないからちょっと待ってえよとか、予算の計上の時期があるからちょっと予算は来年度当初でつけるわとか、そんな話を下ではしてたようなんです。それで、実際には市長が言っているにもかかわらず動いてないというふうに副委員長はおっしゃいましたけれども、事実そのとおりでありまして、それは下のほうで何らかの予算計上の都合があったんだろうと思います。

○副委員長（齋藤一信）

すみません、急いでよというJETさん側の意向はあったという認識は、これから私たちも百条通じて確認をしていくんですけども、監査報告、調査の段階では急げよという認識もあったのか、市役所側が結果急ぐようになかったというような何か監査の文書もあったように思うんですけど、どちらなのか。それぞれいろんな人が、受け止めの人がおったという認識でいいんでしょうかね。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

実際はもう来年の予算に入れようよっていうような感じで、急いでるふうはないですよ。実際7月に市長がおっしゃって、それに対して受け止めた側、それから彼らは財政とかもいろいろ相談してると思うんですけども、これは来年の予算にしようよということになってると。ですから、最初に予算を計上したのは11月だと思います。11月に中で予算案を起案したり、新規事業の報告書を書いたり、シートを書いたりしてますから、11月から動いて、3月の最終補正かどうか、そのあたりのところで上げようと思ってたんじゃないかと思います。

○副委員長（齋藤一信）

こちらの解釈をどうつくっていくかなんですけども、つまり代表監査としましては、ヒアリングの上で担当職員さんがやっぱり市長の指示に従ってなかったという認識になる、

市長のほうは急げよ、まずいんじゃないかっていう、これは、市長は急がず立場だと思うんですけども、普通は急げ急げ、契約ちゃんと守らにゃいけんが、困つとるじゃないか、みんなって。この監査報告書の中では、11ページかな、11ページの一番下の段に市はJ社の改修の要望がさほど差し迫ったものではなかったこと及びその時点でのトイレの利用者はほぼJ社の職員に限定されていたことなどから特に緊急性を要する工事であるとは考えていなかったという、述べているというふうに代表監査が書いてくださっておりますが、つまり私たちコロナ予算で4月補正で説明を受けたときには、市側からもう報道陣もいっぱい来ようし、外部の人がいっぱい使ようから、なのでコロナが明けた後の人もいっぱい使う見込みだからコロナの対策をしないといけないんですって説明を受けたんですが、でも現実ここを見ると社員しか使ってないというて書いてますし、何が市役所としては、これから僕ら追及していかないといけないんですけど、これをいわゆる湖塗して、意図的に予算をもういたずらにつけようとしたというふうな認識の事実の積み重ねがあったという認識でいいんでしょうか。すみません、話があちこち行ってすみません。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

市長の話に対して、部下が動いてなかったというふうに受け取られますけど、それは前後の状況から市長にも話があったんじゃないかなというふうには思いますよね。ただ単に上からの命令を下が聞き流して、早くしろと言われてるのにほったらかして投げとったというわけではなくて、何らかの合意が内部的にはあったんじゃないかなというふうには、そのところは思いますけれども。

それから、JETのほうも差し迫ったものではなかったというのは事実だろうと思います。だから、その時点で面談しててもお願いしますよと、早く直してくださいよということと言われとったけど、文書でも出したり等はしてないし、そういう意味においてJET側の認識もその程度のもだったんじゃないかなというふうには思いますね。

○副委員長（齋藤一信）

事実の確認をさせていただきます。事実の確認をさせていただきます。

先ほど言った11ページの一番下段の、市がJET限定的で特に緊急性を要する工事であると考えていなかったというのは、農政の課長の認識というふうに思っただけよろしいんでしょうか。発言と思っただけよろしいんでしょうか、述べているという。お答えできなければそれはそれで構いません。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

これは……。

○副委員長（齋藤一信）

誰の発言ですかという質問です。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

J E T の問田さんと話をしたときにも、まあそれほどでもなかったしねというような形で話があったと思います。だから、基本的にはそういう線に沿ったところでこちらがつくったのかもしれませんが。それほど差し迫った問題ではなかったということはですね。だから、この発言は農政からも出てるのかなあ、ちょっと分かりません。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございます。

ちょっと市民の方も含めて、市側も記者会見を通じて言うべきことではない、そんなこと言えるわけじゃないですかみたいな発言があつた記者会見でありましたが、この市職員の事務上のミスを覆い隠して責任の所在を曖昧にするためだったと言わざるを得ないという、要は市側は事実を覆い隠してはいませんと主張する、だけど私たちは事実を覆い隠したのではないかという疑念がありました。代表監査請求をさせていただいて、調査の結果、職員の事務上のミスで覆い隠したという事実があったという監査報告になっておりますが、この覆い隠した事実がないと言ってる彼らに私たちは覆い隠してるってことなんですけど、覆い隠した事実があったということによろしいんでしょうか。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

覆い隠したっていうのはコロナ予算、コロナのほうにかこづけて、だからプロポーザルのミスをコロナの予算ということで覆い隠したということ。それから、5月に2回目のときも、もうコロナがないんだから表に出していいじゃないかと。ところが、そこでも出さずにおいて、その他の観光だとかいろんな要素を上げていって、要するにそこでもととのプロポーザルのミスを消してしまってるというようなところでしょうか。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございました。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で坂本代表監査委員の意見聴取を終了いたします。

坂本監査委員さんには長時間本当にありがとうございました。

◎代表監査委員（坂本昭雄）

ありがとうございます。

○委員長（原田てつよ）

お疲れさまです。

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたしまして、協議案件2，証人出頭要求についてを議題といたします。

日程につきましては別途事務局より説明があると思いますが、次回の委員会においては、政策部の山岸部長，当時の財政課長として前川産業部長，現在の藤井財政課長の3名を証人として本委員会に出頭を求め，証言を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、当委員会としてそのように決定させていただきます。

それでは、続いて協議案件3，その他についてですが、まず私から委員の皆様にお諮りしたい事案がございます。

事前に事務局からタブレット経由でお知らせしておりますが、奥野議員より当委員会での発言申出がありました。委員ではない議員の発言につきましては、笠岡市議会会議規則第62号第2項の規定により、その申出を許可するかどうかについて委員会に諮り、決定することとなっております。

奥野議員からは、発言申出書とともに発言したい事項について書面により提出されておりますので、内容について改めて御確認いただきたいと思います。

この内容を見る限り、発言の要旨は農業振興施設改修事業の早期予算化の要請と思いますが、当委員会では当該事業の予算化の可否はそもそも調査の対象になっておりませんので、念のために申し上げたいと思います。

委員の皆さん、いま一度奥野議員からの申出を確認していただけますか。確認してください。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、委員の皆さんから何かございますか。

○委員（藏本隆文）

理由のところ、4行目の今回トイレが公共下水に未接続であるとかというて、公共下水じゃあないんですよね、もともとこれ自体が。合併浄化槽だから、公共下水道じゃないという、そのあたりもう勘違いされてるんじゃないん、ちょっと何か。

○副委員長（齋藤一信）

私のほうは特にありません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、すみません。

それでは、笠岡市議会会議規則第62第2項の規定により、奥野議員の発言を許可することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（原田てつよ）

挙手皆無であります。よって、奥野議員の発言は不許可とすることに決しました。

○委員長（原田てつよ）

休憩取りますか。

暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて協議を続行します。

各委員の皆様より何かありましたら御発言をお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、森岡弁護士さんより何かありましたらお願いいたします。

○法律アドバイザー（森岡佑貴）

どこまでお話しするかというところもあるんですが、今回のものの反省会ということであれば、ちょっとある程度のことを、内容を説明するんですけど。

○委員長（原田てつよ）

お願いいたします。

○法律アドバイザー（森岡佑貴）

気になったところとして、やっぱり今回のものとしては、裁判というところの主尋問に該当するものですので、できる限り相手の方の御発言を上手に聞き出すというのが一番いいのかなあと思っております。その面で、御回答の中ではいか、いいえしか回答が返ってこないとか、御指摘のとおりですとかっていうふうな回答が返ってくるものは本来望ましくないと考えています。

また、その面でちょっと気になったのが何点かございまして、たしか藏本委員からの質問の際にそのとおりですっていうのが何回かありまして、聞いている限りには、これか、例外的で特異なものであったという回答に対して、ほかの事案分かりかねるっていうふうなことで回答をして、さらにその後コンプライアンス違反と受け止められたと聞いていいかっていうふうなことで、そのとおりというふうな回答を出られているんですけども、これ質問の仕方がここがすごくまずくて、例えばで例外的な特異なものであったというふうな回答があるんであれば、ほかの事案は承知してないから分かりかねますっていうことで質問逃げられてるんですけども、じゃあ何で例外的で特異な事案だと考えたのかという話で聞いてあげれば、これ事実多分お答えしてくださるはずなんで、こういうふうに聞いてあげたらいいのかなあというふうなところで思います。

○委員（藏本隆文）

ありがとうございました。

○法律アドバイザー（森岡佑貴）

また、副委員長からの説明のときに、大分前提の話が長過ぎて多分余り聞いてなくて、はいっただけ答えられて終わってるところがあるんですが、調査の記録上、結局何に対してはいと答えたのかちょっと分かりにくい面が多いので、あれはもし聞かれるのであれば、1つずつその前提となる事実について拾い上げて聞いていって、ここまで聞いたから

その上でこれについてどう思いますかというふうな形で聞かれたほうがいいのかないかなあと思いました。

今回少し違うのが、代表監査委員、専門家に近い形の方になるので、御意見をお伺いするところも多くてもいいのかなあと思うんです。ただ、御意見の伺い方として、平場でほんと聞いても多分分かりにくいので、いろんな事実確認をされた上で、その上でこのことについて御意見をお伺いしたいんですがどうですかというふうな形でされたほうがいいのかないかなあと思いました。

ちょっとほかにも何件かはありましたが、今日のさっきの、ごめんなさい、藏本委員のやつが一番決定的だったので、ここが一番大事なのかなあと思ったんで一番指摘しましたけど、上手に逃げられないっていうふうな形の質問を聞かれたほうがいいのかないかなあと思います。感想を述べられてるんで、何でそう思われたのかっていうふうに聞くだけで、これ多分答えてくださると思うんで。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん、よろしいですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、事務局のほうから何かございますか。

◎事務局長（長野浩一）

それでは、失礼いたします。

この場をお借りいたしまして、次回の日程につきましても御相談させていただきたいと思います。

次回の日程ですが、2月4日の委員会におきまして、3月18日金曜日の10時から調整をお願いしているところがございますので、再度確認の意味で、委員の皆様方の日程調整のほうをお願いいたします。

それから、森岡先生のほうにもよろしゅうございましたでしょうか。

○法律アドバイザー（森岡佑貴）

はい。

◎事務局長（長野浩一）

よろしく願いいたします。

なお、証人1名の所要時間を、今日の事案等も踏まえましておおむね1時間半程度と見

込みますと、午前中1名、午後から2名程度が可能と思いますので、時間としては10時から、先ほどの御決定にもありますように政策部、山岸部長、13時から産業部、前川部長。ただし、前川部長に関しましては当時の財政課長としての質問という前提でおいでいただくようにします。それから、15時から総務部財政課の藤井課長の予定で出頭を求めていきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。

また、今後の進行の関係から、その次の日程につきましても併せて調整をさせていただければと思います。

ちなみに3月定例会の最終日は3月24日の予定でございますが、事務引継等の関係もありますので、次回については新年度になってからでお願いをしたいと思います。

曜日の関係で言いますと4月11日が月曜日となりますが、4月につきましては、まず4月13日水曜日10時からということはいかがでございましょうか。これは森岡先生の御都合等もちよっとお聞きして、今提案をさせていただいております。いかがでございましょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎事務局長（長野浩一）

それでは、年度初めということになりますが、どうかよろしく願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

それでは、日程調整を皆さんよろしく願いいいたします。

以上で協議案件3、その他を終わります。

閉会に当たりまして、副委員長、挨拶をお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

大変にお疲れさまでございました。

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で農業振興施設改修費用に関する調査特別委員会を閉会いたします。皆さんお疲れさまでした。

午前11時26分 閉会

笠岡市議会委員会条例第28条第1項の規定により
ここに署名する。

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する

調査特別委員長

原田 了